

上場会社名

株式会社ケーョー 代表者名 代表取締役社長 醍醐 茂夫 (コード番号 8168 東証プライム) 常務取締役管理本部長 寺田 健次郎

T E L 0 4 3 - 2 5 5 - 1 1 1 1

問い合せ先

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2022年5月24日開催予定の 第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

- 1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定す る改正規定が2022年9月1日に施行されることにより、株主総会資料の電子提供制度導入 に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措 置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範 囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
第1条~第14条 (条文省略)	第1条~第14条 (現行どおり)
(新設)	(電子提供措置等) 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に
	際し、株主総会参考書類等の 内容である情報について電子 提供措置をとる。
	2 当会社は、電子提供措置をと る事項のうち法務省令で定め
	るものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書
	<u>面交付請求をした株主に対し</u> て交付する書面に記載するこ とを要しないものとする。
第 <u>15</u> 条~第 <u>36</u> 条(条文省略)	第 <u>16</u> 条〜第 <u>37</u> 条(現行どおり)

(新設)	_(附則)_
	(株主総会資料の電子提供に関する経
	過措置)_
	第1条 定款第15条(電子提供措置等)
	の新設は、2022年9月1日から
	<u>効力を生ずるものとする。</u>
	2 本条の規定は、2022年9月1日
	から6か月を経過した日又は前
	項の株主総会の日から3か月を
	経過した日のいずれか遅い日
	後にこれを削除する。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)2022 年 5 月 24 日 (火)定款変更の効力発生日 (予定)2022 年 5 月 24 日 (火)

以上